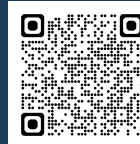


中野市空き家活用等事業 補助金のご案内

詳細はWebで



空き家の有効活用と安全な住環境づくりを支援します

NEW 老朽危険空き家除却事業が新たに追加されました！

老朽化して倒壊等の危険がある空き家の除却工事に対し、補助金を交付します。安全な住環境を確保するために是非ご活用ください。

補助事業の概要

家	空き家活用事業	修	空き家改修事業	除	老朽危険空き家除却事業
最大 10万円		最大 80万円		最大 100万円	
(補助対象経費の1/2以内)		(補助対象経費の2/3以内) (子育て世帯は最大200万円)		(補助対象経費の4/5以内) (居住誘導区域内は最大200万円)	
【対象者】 空き家バンクを利用して売却・賃貸する所有者等		【対象者】 定住のため空き家を購入・賃借した方 (転入5年以内等)		【対象者】 老朽危険空き家の所有者	
【対象経費】 家財道具等の搬出・処分、屋内外の清掃等に要する経費		【対象経費】 台所・浴室等の改修、内装・屋根・外壁の改修(工事費20万円以上)		【対象経費】 除却工事に要する費用(工事費50万円以上、家財撤去費除く)	
【要件】 ・5年間は空き家バンク登録を維持等		【要件】 △ 耐震性能の確認が必要 S56.6.1以降着工、または耐震診断で総合評点1.0以上等の要件あり		【要件】 ・市による事前判定が必要 ・建設業許可等を有する市内業者が施工等	

△ 空き家改修事業の耐震要件について：

昭和56年5月31日以前に着工された空き家は、耐震診断の結果が基準を満たすか、耐震改修工事を併せて行う必要があります。詳しくはお問い合わせください。

共通事項

- ・施工業者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人事業主に限ります
- ・同一の空き家に対して各事業1回限りの交付です
- ・他の補助金の交付対象となるものは除きます
- ・補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります
- ・予算の範囲内での交付となりますので、お早めにご相談ください

お問い合わせ先

中野市 建設水道部 都市建設課 建築住宅係

TEL: 0269-22-2111 (内線358)

E-mail: kenchiku@city.nakano.nagano.jp

〒 383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

申請手続きの流れ

1 事前相談・事前調査（老朽危険空き家除却事業の場合）

補助金の利用をご検討の方は、まず都市建設課にご相談ください。老朽危険空き家除却事業の場合は、対象の空き家が老朽危険空き家に該当するか市の判定（事前調査）を受ける必要があります。



2 申請書類の準備

交付申請書（様式第2号）と必要書類を準備してください。事業ごとに必要書類が異なります。見積書、位置図、現況写真、誓約書等が共通で必要です。空き家改修事業の場合は耐震性能に関する書類も必要です。



3 補助金の交付申請

中野市へ申請書類を提出してください。空き家活用事業・空き家改修事業は事業着手前に申請が必要です。老朽危険空き家除却事業は事前調査結果の通知があった年度の翌年度までに申請してください。



4 市による審査・交付決定

提出された書類を市が審査し、要件を満たす場合は補助金の交付を決定します。交付決定通知書が届きます。交付決定後に事業に着手してください。



5 事業の実施・完了

交付決定を受けた内容に基づき、市内業者により事業を実施します。事業内容の変更や中止の場合は、事前に変更承認申請（様式第8号）が必要です。



6 実績報告

事業完了後、実績報告書（様式第9号）と関係書類を提出してください。提出期限は、事業完了日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日です。



7 補助金の額の確定・交付請求・振込

市が実績を確認し、補助金の額を確定します。交付請求書（様式第10号）を提出後、指定口座に補助金が振り込まれます。

交付条件にご注意ください：

空き家改修事業は10年以上の居住が必要です。老朽危険空き家除却事業は除却後の敷地を適正に維持管理する必要があります。

※このチラシは生成AIを使用して作成しました。

お問い合わせ先

中野市 建設水道部 都市建設課 建築住宅係

TEL: 0269-22-2111（内線358）

E-mail: kenchiku@city.nakano.nagano.jp

〒 383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号